

機関番号：11601

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730364

研究課題名（和文） 母子家庭への就労支援と自立に関する実証研究

研究課題名（英文） An Empirical Study on workfare for single mothers

研究代表者

丹波 史紀（TANBA FUMINORI）

福島大学・行政政策学類・准教授

研究者番号：70353068

研究成果の概要（和文）：2006年度就労支援を受けた母子家庭を、再度2008年度も追跡調査を行った。その結果、就労支援を受けたシングルマザーの8割以上が現在就労しており、収入や勤続年数においても第1回目（2006年度）調査よりもやや高い水準を示すなど、一定の効果を確認することができた。しかし、世帯の経済状況は2006年度と2008年度で比較しても、全体として大きな変化は見られず、依然として貧困状態を脱却できないでいた。

一方で、生活費を補填するなどのために民間の金融機関等から借入をしている世帯が全体の約2割存在するなど、日常的な家計のやりくりが月々の収入だけでは困難な状況もうかがえた。こうした結果をふまえると、仕事に就かせることを狙いとする「ワーク・ファースト型就労支援」ではシングルマザーを不安定な労働市場へと「再投入」するに過ぎず、母子家庭の貧困・低所得構造を脱却することはできないことを本研究で明らかにした。

研究成果の概要（英文）：I reexamined the status of 100 families of single mothers in order to observe whether they continue to work at jobs introduced to them through the Workfare program in 2006. I discovered that over 80% of these mothers were still working at their former occupations, a result also revealed their incomes were slightly higher than 2006. While this was a positive trend, these families were still living in comparative poverty. However, about 20% of the total number of families surveyed had had to borrow money to make a living. Through the assistance of the Work First program these mothers had found work that would keep them busy, the work did not produce enough income for them to improve their families' economic situations.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：母子家庭, 就労支援, 自立支援プログラム, ワークフェア

1. 研究開始当初の背景

近年、貧困・低所得者層に対する就労支援がわが国の社会保障・社会福祉政策でも導入

され始めている。こうした福祉と就労を結びつけた政策（ワークフェア政策）は、近年の福祉国家再編のトレンドになっており、福祉

レジュームの違いを超えて広く確認できる。

こうした中、ワークフェア政策における政治的ターゲットにされているのが母子家庭（シングルマザー）である。ワークフェア政策の先駆けとも言われるアメリカでも、一連の公的扶助改革におけるターゲットは主としてシングルマザーであった。近年の日本の母子福祉政策も経済給付を抑制する代わりに、就労支援策を強化している。2002年の児童扶養手当法および母子及び寡婦福祉法の改正は、母子家庭に対する福祉政策をいっそう就労と結びつける方向へと再編した。児童扶養手当、さらに母子加算の見直しなどの経済給付が抑制される一方で、母子家庭の「自立」を支援するための「就労支援策」が行われた。

しかしこうして行われる母子家庭の母親への就労支援が、どれほど貧困削減に効果があるのか。実際にどの程度母子家庭の仕事と生活を安定させ、貧困から脱却させることができるのか。こうした点は、わが国の研究者の間でも十分検証されているわけではない。理論的にどれほど貧困削減に効果があるかということ推計することはあっても、実際に就労支援を受けた母子家庭がその後どういう状態にあるのかを検証した研究は少なく、今後の研究が期待されているところである。

2. 研究の目的

本研究は、母子家庭を対象にし、就労支援策を政策実施場面に即して評価し、母子家庭の社会的自立に向けた課題を検証することを目的としている。とりわけ、就労支援を受けた後の母子家庭の追跡調査および支援プログラムの評価を行うことにより、就労支援策の効果を検証することを狙いとしている。

3. 研究の方法

具体的には、2003年度より実施されている「母子家庭等就業・自立支援センター」において就労支援を受けた者を対象に、2006年度に調査した199人のうち、今後継続的な調査に協力を同意した129人を対象にし、再度追跡調査を実施した。2008年度にアンケート調査を実施し、2009年度以降にインタビュー調査によって詳細な調査を行った。

4. 研究成果

調査では129人中88人の回答を得ることができた。前回の平成17年度調査と今回の調査結果を比較すると下記のような結果となった。

(1) 仕事の安定度

前回調査同様に、8割以上の者が働いている状況であり、その傾向は全国母子家庭等調

査と同様の傾向であった。また、前回調査で働いている者の多くが、現在も働いており、収入や勤続年数も前回調査よりも高い階層に変化が見られた。その点だけで見ると、前回調査よりも安定した就労と生活をしているとも言える。ただし、仕事上の地位は、約半数が非正規雇用であり、正規職員は3割程度となっており、依然として不安定さを解消しているわけではない。

ハローワークやセンターの利用を通じて就職したことが、必ずしも貧困・低所得の状況を脱却することに効果を発揮しているとは必ずしも言えない。2006年度時点で仕事の見つけ先の内訳である。これをみると、センターを通じて仕事を見つけた者が9.1%、ハローワークで見つけた者が27.3%では、この二つをあわせ、公的機関によって仕事を見つけた者は全体の36.4%であった。一方、「友人・知人の紹介」や「情報誌・新聞・雑誌・チラシ」、「民間の職業紹介機関」など自己開拓や民間など公的機関によらないで仕事を見つけた者は全体の45.5%であった。

その上で、ハローワークやセンターなど公的機関による仕事の見つけ方が、情報誌や民間など自己開拓よりも雇用上の地位や収入の安定などに優位にあるかどうかを検証した。図表27の相関係数は、仕事の見つけ方、現在の仕事上の地位や仕事の有無、勤続年数や1か月の収入との相関を分析したものである。分析についてはPearsonの相関係数を用い、有意水準は5%未満とした。その結果、「現在の仕事上の地位」は、「現在の仕事の有無」および「1か月の収入」との間において相関があることが認められた。また「現在の仕事の有無」と「1か月の収入」間にもかなり相関があることが認められた。一方で、「仕事の見つけ方」と他の項目との間に相関関係はみられなかった。

相関関係にあるのは、仕事上の有無や地位、1か月の収入と間においてであり、仕事があるかどうか、あるいはその地位によって労働条件や生活の安定に影響があるのはある意味あたりまえのことである。しかし、仕事の見つけ方と他の項目との間に相関関係が認められないのは、ハローワークやセンターなど公的機関を通じて就いた仕事は必ずしも仕事や生活の安定につながっていないことを示している。

なお雇用期間については、2009年3月末とこたえる者も少なくなく、その後の就職が安定しているわけではなかった。とりわけ、1年単位での更新や3年の雇用期間など者も多く、センターを利用していったん就職はするが、その後の就職が未定な者もいた。

(2) 世帯の経済状態

世帯の経済状態については、「1か月の収

入」でみた場合、全体として大きな変化は認められないが、「10～15万円未満」と「15～20万円未満」の階層で前回よりも増加していることが確認できた。しかし、1か月の収入が15万円未満の世帯が約半数を占め、20万円未満で見ると全体の約85%を占めるなど、貧困・低所得構造は依然として脱しきれない状況にはなかった。

一方で、金融機関等からの借入を約2割の者がしており、その理由は、生活費の補填や住宅費・教育費など、日常的な生活の維持に必要なものであった。一方で、母子寡婦福祉資金を利用している者は1割にも満たない状況であり、公的な貸付制度がこうした貧困・低所得層に十分利用されているわけではないことがわかった。自由記述の中には、母子寡婦福祉資金の利用について詳しく聞きたいと答える者が複数あり、制度が十分周知されず、有利子の金融機関等からの借入をしている状況がうかがえた。

(3) 暮らし・子育てについて

また、前回調査からの家計の変化についての設問では、全体の55.7%が「悪くなった」と答えており、現在の暮らし向きについても、「苦しい」が51.1%、「やや苦しい」が35.2%と、9割近くが生活に苦しさを感じていた。さらに、母親の健康状態について聞いたところ、「よくない」が10.2%、「ややよくない」が28.4%と、約4割が健康状態に不安を抱えていた。また、仕事と家事・育児の両立等で母親自身がゆとりを感じているかという設問では、「感じられない」が43.2%、「やや感じられない」が28.4%と、7割以上が生活にゆとりを感じていなかった。このように、依然として暮らし向きや子育てについて、苦しさや不安を感じている者が多く存在していた。

(4) 小括

こうした点をふまえ、シングルマザーへの就労支援が真に効果を発揮することができるようにするためには、就労のみならず母子家庭の生活問題（子育て・健康・所得保障）を総合的に対応できるような相談機能を充実させることが必要である。

調査結果が示しているように、就労参加だけを目指るのであれば、公的機関も民間や自己開拓においても、労働の質そのものに大きな差異はない。しかし本調査において、「センターを利用してよかったこと」との設問に最も多かった回答は「親身に相談にのってくれたこと」であった。それは母子家庭の多くが、就労相談の前に、子育てや家庭生活、あるいは自らの健康や将来などの様々な悩みをかかえており、センター職員が親身に相談にのってくれたことを反映している。求め

られる母子家庭への支援は、就職相談や職業紹介のみならず、生活・子育てを含む総合的な相談支援体制の充実と言えよう。国が進める4本柱も「総合的な支援」を掲げているものの、実態としては就労支援の強化に特化しがちで、その他の子育てや経済的支援などの他の施策はこの間必ずしも十分強化されたとは言い難い。安定的な就労生活を送るためには単に仕事に就くための支援ではなく、就労以外の経済的支援、生活支援、あるいは子育て支援などを総合的に行っていくことが必要である。その意味で言えば、就労以外の、保育サービス・子育て支援サービス、住宅や教育に関わる相談、生活保護や児童扶養手当及び母子寡婦福祉資金などの所得保障制度、健康や家庭生活の悩みなどの相談支援など、「ワンストップ」で対応できる窓口の充実が必要であろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 丹波史紀, 東北地方における貧困-ひとり親家庭および子どもの貧困を例にして-, 貧困研究, 査読無, Vol.5, 2010, pp. 15-22
- ② 丹波史紀, シングルマザーへの就労支援の有効性に関する実証的研究-母子家庭等就業・自立支援センター利用者の追跡調査を通して-, 福島大学行政社会論集, 査読有, 第23巻第1号, 2010, pp. 55-97
- ③ 丹波史紀, わが作品を語る, 人権と部落問題, 査読無, No. 799, 2010, pp. 68-69
- ④ 丹波史紀, 今日の貧困と人権を考える-雇用と社会保障, 月刊地域と人権, 査読無, No. 310, 2009, pp. 9-17
- ⑤ 丹波史紀, 子どもの貧困・権利・未来, 福祉のひろば, 査読無, 2009年12月号, 2009, pp. 29-30

[学会発表] (計2件)

- ① 丹波史紀, 就労支援を受けた母子家庭に対する経年的調査について, 貧困研究会第2回研究大会, 2009, 大阪市立大学
- ② 丹波史紀, 貧困・低所得者層への就労支援政策に関する実証的研究-就労支援を受けた母子家庭への追跡調査-, 日本社会

福祉学会第 57 回全国大会, 2009, 法政大学

〔図書〕(計 4 件)

- ① 福島大学権利擁護システム研究所編, 明石書店, 「社会的弱者」の支援に向けて-地域における権利擁護実践講座, 2010, 330
- ② 丹波史紀・石倉康次著, 地域人権ネット, 人権と介護-虐待と認知症-, 2009, 93
- ③ 岩田正美・杉村宏編著, ミネルヴァ書房, 公的扶助論-低所得者に対する支援と生活保護制度-, 2009 年, 223
- ④ 総合社会福祉研究所編, かもがわ出版, 現場がつくる新しい社会福祉, 2009, 196

〔その他〕

- ① 【招待講演】丹波史紀, 子どもの貧困~実態と解決に向け、地域で私たちができること, 秋田県弁護士会主催第 53 回日弁連人権擁護大会第 1 分科会『子どもの貧困』プレシンポジウム記念講演, 2010
- ② 【調査報告書】丹波史紀, 福島県における「子どもの貧困」調査報告書, 2010
- ③ 【調査報告書】「社会的弱者」の権利擁護のために, 福島大学, 2010

6. 研究組織

(1) 研究代表者

丹波 史紀 (TANBA FUMINORI)
福島大学・行政政策学類・准教授
研究者番号: 70353068